

# 児童生徒指導ハンドブック

平成 16 年 3 月

川 崎 市 教 育 委 員 会

## はじめに

川崎市では、平成13年（2001年）4月1日より「川崎市子どもの権利に関する条例」を施行しました。この条例は、市民とともに条例の内容を考え合っていくという市民参加型の条例づくりを目指すこと、行政内部においても全庁的に取り組んでいくこと、そして、川崎でのこれまでの実績・実践を踏まえた条例を目指すことの方針に基づいて論議がなされ、市議会において全会一致において可決成立したものです。

川崎市教育委員会では、条例が施行される以前からも、人権尊重教育をすべての教育活動の根底に位置づけることを明言していますが、この条例の制定・施行により、各学校において子どもたちの人権尊重を基軸とした教育活動がより一層展開されることを目指しています。

子どもたちの権利保障は、学校での教育活動において、子どもたち一人一人が安心して自分の居場所を確保でき、生き生きと伸びやかに、自己実現が図れるようにすることが不可欠であるといえます。

各学校においては、これまでも児童生徒指導の充実を目指し、様々な苦悩、苦労を重ねながら、子どもたちの各種の問題行動に熱心に取り組まれてきたところでございます。

しかしながら、子どもたちの人権尊重の視点から、改めて子どもたちの今日の学校生活を見たとき、いじめ、不登校、暴力行為等の問題行動の発生は憂慮すべき状況であるといわざるを得ません。

また、児童生徒に対する体罰やセクシャル・ハラスメントなど、教職員による児童生徒の人権を侵害する行為が続けて発生していることも重大に受けとめなければなりません。

川崎市教育委員会としては、これまでも、これらの問題行動の解決や、未然の防止に向けての指導・援助等についての指導資料を作成し、全教職員に配付して、児童生徒指導の充実を期してまいりました。しかしながら、児童生徒の問題行動の発生状況や、教職員による児童生徒への人権侵害行為が発生する事態を鑑み、子どもたちの人権尊重の視点から児童生徒指導の望ましいあり方を見直すため、改めて指導資料の作成に取り組みました。

具体的には、いじめ、不登校、暴力行為については、問題の発生を未然に防止する観点から指導のあり方を見直しを強調いたしました。更に、これらに加えて、子どもたちに対する人権尊重等が一層図られるよう、「教師の体罰の根絶」、「児童虐待への対応」、「教職員による児童生徒へのセクシャル・ハラスメントの防止」について述べております。また、「野宿生活者へのかかわり」についての内容も加え、子どもたちの人権感覚が高まることを目指しています。

各学校におかれましては、「川崎市子どもの権利に関する条例」の意図するところ、及び各条文の意義について十分に理解されつつ、人権尊重の視点から児童生徒指導の機能がより一層有効に働くようお取り組みくださいますようお願いいたします。

平成16年3月

川崎市教育委員会

# 目 次

## 第 1 章 児童生徒指導の基本的な考え方と今日的な課題 ----- 1

- 1 児童生徒指導の意義や機能について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 児童生徒指導を充実させるために・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 児童生徒指導の今日的な課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

## 第 2 章 いじめの問題の克服にむけて----- 11

- 1 いじめについての基本的な認識について・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 いじめを生じさせない学校づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 3 いじめへの対応と指導のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 4 発達段階によるいじめの特徴・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 5 いじめへの対応の基本的な流れ・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

## 第 3 章 不登校への理解と指導・援助のために ----- 21

- 1 不登校を生じさせない学校づくりのために・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 2 こどもからの不登校の兆候やサインの発見・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 3 不登校と判断したときの子どもたちや保護者へのかかわり・・・・・・・・ 27

## 第 4 章 暴力行為の未然の防止に向けて ----- 35

- 1 近年の暴力行為の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 2 暴力行為が起こる背景と特徴・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 3 暴力行為を未然に防止する学校づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 4 暴力行為が起きたときには・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

## 第 5 章 野宿生活者へのかかわりについて ----- 43

- 1 川崎市の野宿生活者の現状・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 2 学校教育における取組・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

## 第 6 章 児童虐待について ----- 47

- 1 児童虐待とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- 2 学校の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- 3 児童虐待の早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- 4 児童虐待の発見から通告及び事後の対応について・・・・・・・・ 50
- 5 児童虐待を受けた子どもや保護者へのかかわり・・・・・・・・ 52

## 第 7 章 体罰の防止に向けて ----- 53

- 1 体罰をめぐる今日的な社会情勢・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
- 2 体罰による子どもたちへの影響・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
- 3 体罰をしない、させない、許さない、教育の実現をめざして・・・・・・・・ 56

## 第 8 章 教職員による児童生徒等へのセクシャル・ハラスメントの防止----- 57

- 1 学校におけるセクシャル・ハラスメントとは・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- 2 学校におけるセクシャル・ハラスメントによる児童生徒への影響・・・・・・・・ 57
- 3 学校におけるセクシャル・ハラスメントを防止するために・・・・・・・・ 58
- 4 学校におけるセクシャル・ハラスメントが発生した場合の対応と配慮事項・・・・・・・・ 58

## 資 料

- 1 相談機関、関係諸機関案内・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
- 2 川崎市教育委員会作成の既刊の児童生徒指導関係資料・・・・・・・・ 62
- 3 引用及び参考文献等・・・・・・・・・・・・・・・・ 62

## 児童生徒指導ハンドブック

発行年月 平成 16 年 3 月  
発 行 川崎市教育委員会  
編集 学校教育部指導課  
学校教育部高校教育推進担当



## 第1章 児童生徒指導の基本的な考え方と今日的な課題

- ・「児童生徒指導」の意義はどこにあるのでしょうか。
- ・「児童生徒指導」を充実するには、どのようにしたらよいのでしょうか。
- ・今日の問題行動の発生は、どのような状況になっているのでしょうか。

「児童生徒指導」（校種によって「児童指導」、「生徒指導」など）の言葉は、日常的に多くの場面で使われています。しかし、使う人や使い方によって、その意味するところは様々のようです。

では、本来「児童生徒指導」はどのような概念をもったことばなのでしょう。そのねらいや機能などについて改めて考えてみましょう。

川崎市では、「川崎市子どもの権利に関する条例」（以下「権利条例」と略す）を施行していますが、この前文を基にして、児童生徒指導の対象となる「子ども」の捉え方から再確認してみましょう。

### 川崎市子どもの権利に関する条例

子どもは、それぞれが一人の人間である。子どもは、かけがえのない価値と尊厳を持っており、個性や他の者との違いが認められ、自分が自分であることを大切にされたいと願っている。

子どもは、権利の全面的な主体である。子どもは、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重などの国際的な原則の下で、その権利を総合的に、かつ、現実には保障される。子どもにとって権利は、人間としての尊厳をもって、自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである。

子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる。子どもの権利について学習することや実際に行使することなどを通して、子どもは、権利の認識を深め、権利を実現する力、他の者の権利を尊重する力や責任などを身に付けることができる。また、自分の権利が尊重され、保障されるためには、同じように他の者の権利が尊重され、保障されなければならない、それぞれの権利が相互に尊重されることが不可欠である。

子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである。子どもは、現在の社会の一員として、また、未来の社会の担い手として、社会の在り方や形成にかかわる固有の役割があるとともに、そこに参加する権利がある。そのためには社会は、子どもに関われる。

子どもは、同時代を生きる地球市民として国内外の子どもの相互理解と交流を深め、共生と平和を願い、自然を守り、都市のより良い環境を創造することに欠かせない役割を持っている。

市における子どもの権利を保障する取組は、市に生活するすべての人々の共生を進め、その権利の保障につながる。私たちは、子ども最優先などの国際的な原則も踏まえ、それぞれの子どもが一人の人間として生きていく上で必要な権利が保障されるよう努める。

私たちは、こうした考えの下、平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定する。

## 1 児童生徒指導の意義や機能について

「児童生徒指導」とは、どのようなことを意味するのでしょうか。

いじめ、不登校、暴力行為などの様々な問題行動が多発する状況下において、「児童生徒指導」はややもすると、こうした問題行動や非行などへの指導・対応であると捉えがちです。

しかし、児童生徒指導は本来、問題行動への指導・対応にとどまらず、子どもたち一人一人の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら社会的な資質や行動力を育成するというたいへん大きなねらいをもっているところに意義があり、機能するものです。

学校教育においては、その意義は学習指導と並んで重要なものといえます。また、児童生徒指導は学習指導の充実を図る上でもその機能を発揮するものであり、重要性が増しているといえます。

すべての教育活動で「児童生徒指導」を機能させることによって、子どもたち一人一人の健全な成長を促し、自己実現を図ることができるとともに、学級や学校における様々な集団そのものを高め、学校生活をより一層豊かで生き生きとしたものにすることができます。

### ■児童生徒指導の捉え方の基本

- 子どもたち一人一人の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高める。
- 子どもたちに「生きる力」を育むことなど、すべての教育活動を通じた総合的な活動である。
- すべての子どもたちを対象とするものである。
- 子どもたちの現実の生活に即しながら、具体的、実践的な活動を通して進められるべきものである。
- 状況に応じて、個別指導と、集団指導を効果的に実施すべきものである。

### ■児童生徒指導の教育活動における機能

- 教職員と子どもたちとの信頼関係、子どもたち相互の好ましい人間関係を確立する。
- 子ども自身のもっている問題解決能力を引き出し、援助する。
- 子どもたちのもつ悩みや困難に対して、個別的に教育相談を行う。
- 子どもたち一人一人の生活の確立や集団生活への適応などを働きかける。

## 2 児童生徒指導を充実させるために

児童生徒指導を充実させるためには、どのような点に留意すればよいのでしょうか。

平成10年に改訂された学習指導要領では、「生徒指導の充実」にかかわって、教職員と子どもとの信頼関係、及び子ども相互の好ましい人間関係の育成が、小学校、中学校、高校に共通して挙げられています。

「人は、人によって教育され、はじめて人として成長することができる」ことは、過去の幾多の事例が証明するところです。子どもたちの教育に携わる教職員の人間性が子どもたちに与える影響は計り知れません。

また、権利条例の前文に記されているように、子どもたちへの指導にあたっては、子どものかけがえのない価値と尊厳を大切に、他のだれでもないその子として存在し生きていくことの意義を再確認することが必要です。そして、教育は、「人」を育てる営みであることを自覚して、信頼関係の確立に十分に努めることが求められます。

### (1) 確かな児童生徒理解と子どもたちとの信頼関係の確立

児童生徒指導を進めていく上で、その基盤となるのは子どもたち一人一人についての確かな児童生徒理解です。子どもたちは一人一人違った能力・適性、興味・関心等をもっています。また、家庭環境も様々です。したがって、きめ細かい観察を基本としつつ、日頃から子どもたちとの触れ合いの機会を大切にしたり、教育相談日などを活用した面談を行ったりするなど、客観的、総合的に認識する必要があります。

子どもたちは、日々成長するものです。固定的に児童生徒理解を捉えるのではなく、新しい情報を加えるとともに、その場面に応じて子どもの心情を理解するように努めることが必要です。この場合、子どもたちの気持ちを共感的に理解しようとする姿勢が大切になります。

また、児童生徒理解はそれが目的ではなく、指導に生かしていくことが大切です。子どもたちを共感的に理解することを通して、教職員と子どもたちとの信頼関係が確立できるよう努めたいものです。

#### ■児童生徒理解のポイント

- 子どもたちのよさを多面的に捉えるようにする。
  - ・教職員自身が自己の価値規準を見つめ直し、子どもたちのよさを見落とさないように努める。
- 共感的な態度で接する。
- 児童生徒理解と指導とを一体化する。
  - ・資料を有効に活用するとともに、現在の子どもの状態を理解するよう、柔軟で、洞察的な児童生徒理解に努める。
- 記録に残すよう努め、子どもの変容を継続的に捉えるようにする。
- 複数の教職員による多面的な理解を図る。



## (2) 子どもたちの自己実現の場の形成と自尊感情の育成

子どもたち一人一人が学級の一員として、居場所があり、安心して生活でき、自己存在感が感じられ、自分が学級全体のために役立っているといった気持ちをもてるようにすることが大切です。このことは、子どもたち同士の好ましい人間関係の形成、集団生活への適応の面からも、自主的、自立的な態度の形成の面からも極めて重要なことです。

具体的には、子どもたちが学級の一員として係活動、当番活動などで自分の役割をもったり、自己決定したり、責任をもって行動したりして、自信をもって伸び伸びとした学級生活、学校生活を送れるようにすることが大切です。

### ■自己実現を図り、自尊感情を育成するために

- 様々な活動場面を通して、子どもたちが「自分が好きになる」、「自分はやればできる」、「みんなと一緒に活動することが楽しい」、「自分はみんなのために役に立っている」といった自尊感情を得られるように指導の工夫改善を図る。
- 特別活動（とくに学級活動）や、道徳の時間の指導を充実させ、心の陶冶と、実践的な社会性を育むように努める。
- 自己決定、自己責任の機会を大切に扱い、子どもたち自身が、思考し判断し、活動することがなされるようにする。

## (3) 共感的な児童生徒指導

問題行動に対しては、ややもすると「…してはいけない」「…ねばならない」といった強制的な指導に片寄りがちです。しかし、指導で大切なことは、その子ども本人が問題行動の意味や、これからの自分の在り方生き方を考え、より望ましい行動に変容させていくことが重要です。

性急な指導は効果が上がらず、かえって反発を招くことさえあります。次のような点に留意することが大切です。

### ■共感的な児童生徒指導のポイント

- 心の指導は時間がかかることを自覚し、子どもたちが語る時間を多くするなどして、子ども本人が自分の問題に気付くようにする。
- 行為の善悪については毅然とした態度での指導が必要であるが、人格を否定するような指導を行うことなく、行為の背景にある気持ちに寄り添いながら指導するように努める。
- 自分の望ましい姿を描けるように指導し、子ども自身が自ら行動を変えようとする気持ちを大切にす。

## (4) 学校の指導体制の見直しと再確認

児童生徒指導を充実させるためには、子どもたちとかかわる「人」のあり方が重要です。次のような視点から、管理職、学級担任、児童生徒指導の推進担当や、養護教諭などが、保護者や地域社会との連携を図りつつ、それぞれの立場で、どのような役割を果たすことができるか、しなければならないかを考えてみましょう。

## ① 管理職のリーダーシップ

## ○ 経営方針の明確化と指導の組織化

- ・子どもたちにとって学校が「自己実現の場」「居場所」として機能しているかどうかを常に確認し、学校のよい雰囲気づくりに努めます。
- ・権利条例の趣旨の理解を図り、趣旨の実現に向けての組織づくりや具体的な指導のあり方などについて計画・立案がなされるよう努めます。
- ・学校教育推進会議やPTA活動などからの意見をもとにして、保護者や地域社会の声を学校経営に反映させ、保護者・地域とともに歩む学校づくりに努めます。

## ○ 校内の共通理解・協力体制づくり

- ・教職員が問題行動に対する理解を深め、適切な指導・援助ができるよう、研修の機会を設けるなどして資質・能力の向上を図ります。
- ・児童生徒指導推進委員会、人権尊重教育推進委員会等の組織が十分に機能するよう努めます。
- ・日頃から教職員の相談に乗り、ともに指導をしていく姿勢をとることにより、学年・学級経営の安定を図ります。また、外部の関係機関との連携・協力について情報提供や助言を行い、必要に応じた窓口役を務めます。

## ○ 子ども、保護者とのかかわり

- ・管理職は、子どもや保護者の学級・学校に対する声を率直に聞き、相互信頼の構築と、よりよい人間関係づくりに努めます。

## ② 学級担任の役割

## ○ 魅力ある学級づくり

- ・権利条例の趣旨の理解に努め、条例の趣旨に沿った児童生徒指導の実現に努めるとともに、「子どもの権利学習」の機会を保障します。
- ・子どもたちが、自他の違いを認め合い、楽しく、のびのびと、自分らしさが発揮できる学級づくりに努めます。
- ・特別活動や道徳の時間の指導を充実させ学級生活の基盤をつくり、自発的、自治的な活動の展開や、希望や目標をもって生きようとする態度の形成に努めます。
- ・安心して学校・学級生活が過ごせるよう、いじめ、暴力行為等人権侵害を許さない毅然とした態度で臨みます。また、体罰による指導は絶対に許されません。

## ○ いじめや不登校などの兆候・サインの早期発見

- ・日頃から一人一人の子どもに気を配り、児童生徒理解に努め、子どもの様子、行動の変化などを見落とさないように心掛けます。

- ・問題を発見した際には、その場限りの軽率な指導にならないよう努め、速やかに事実関係を把握し、見通しをもったよりよい初期指導を行います。
  - 子どもたちや保護者へのかかわり
    - ・子どもたちのよさを引き出し、伸ばすことに努め、子どものもつさまざまな価値を認められるよう、担任自身の価値規準を多様なものにするよう努めます。
    - ・保護者に対しては、学級通信、保護者会、家庭訪問などによる相互交流を通して、子どもたちへの指導の在り方等について共通理解を図ります。
    - ・面談等を行う際には、保護者に対し、共感的な気持ちをもって、話を聞くことを心掛けます。学校も保護者と一緒に考えているという姿勢をもち続けるようにします。
    - ・様々な家庭の状況があることを理解し、十分な配慮を行います。
  - 学ぶ意欲と確かな学力を保障する学習指導の展開
    - ・楽しい学級生活を実現するため、子どもたちの興味・関心を生かした学習指導を展開し、学ぶ楽しさ、分かる喜びを与え、自主的、自発的な学習を促すようにします。
    - ・分からない授業、楽しくない授業は子どもたちにとって苦痛であり、劣等意識を助長し、情緒の不安定をもたらし、様々な問題行動の要因となることも考えられます。そのため、指導技術の向上、指導方法や指導体制の工夫改善を図ります。
  - 教職員間の共通理解と協働体制の確立
    - ・学級の問題を担任一人で抱えることなく、気軽に情報交換ができる学年集団や児童生徒指導担当者との協力関係を築き、問題の早期対応、適切な解決を目指します。
- ③ 児童生徒指導の担当者の役割
- 児童生徒指導組織の運営の中心として
    - ・児童生徒指導を「問題行動への対応」として捉えることなく、学校のすべての教育活動において児童生徒指導が機能するよう中心的な役割を果たします。
    - ・権利条例に基づいて、子どもたちの学校生活が生き生きとしたものとなっているか、権利侵害の状況が生じていないかなどについて、人権尊重教育担当者との連携を図り協議を深めるよう、組織を運営します。
  - 教職員、関係機関との連携の中心となるコーディネーター役として
    - ・校内の児童生徒指導上の諸問題について情報を集約し、連絡調整を図るとともに、必要に応じて他校との情報交換等に努めます。
    - ・担任や管理職と相談しながら保護者や関係機関との円滑なかかわりができるように努めます。
- ④ 養護教諭の役割
- 子どもたちの不安や悩みの早期の気付きと対応
    - ・保健室に来室することによって、子どもたちは身体的な苦痛を和らげるばかりでなく、心理的な不安や悩みなども癒されるものです。保健室が「心の居場所」になる子どもたちがいることを大切に受けとめ、心のケアにも努めます。
  - 学級担任等との連携
    - ・子どものサインを受けとめ、担任や他の教職員との連携・協力関係を築きます。
    - ・必要に応じて保護者との窓口を務めたり、医療機関、相談機関との連携を図ったりします。